## 刑 法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

## 【設例】

- 1. 甲は、株式会社Aの経理部長として、同会社の会計、経理関係の事務全般を掌理する 立場にあり、同会社の資金管理に用いている株式会社A代表取締役B名義の普通預金 口座(C銀行D支店)の預金通帳、印鑑、キャッシュカードの保管や暗証番号の管理を はじめ、A社の預貯金等を含む会社財産の管理の業務に従事していた。
- 2. 乙は甲の妻であったが、あるとき株式投資に失敗し、多額の負債を抱えてしまった。 乙は資金繰りに奔走したものの、悪質な金融業者に借金をするまでになってしまい、ついには金融業社への借金返済が立ち行かない状態となってしまった。
- 3. 令和3年5月20日、乙は、甲に対し、「株式投資に失敗してしまって、悪質な金融機関に借金を作ってしまった。」と打ち明け、「今月中に500万円返済しなければならないが、どうにかならないか」と相談を持ちかけた。乙からこの告白を受けた甲は、自己の預貯金から500万円の現金を用意することができなかったために、諦めた口調で「どうにもできない。」と乙に告げたが、乙は「それなら死ぬしかない。」と狼狽して泣き喚いた。それを見た甲は、なんとかして最愛の乙を助けたいと考え、意を決して、「わかった。会社の金から工面しよう。経理全般はおれが任されているから、当面は会社を誤魔化せるはずだ。」と乙に申し向けた。すると、乙は甲に感謝の意を述べ、甲が勤めているA社の金に不正に手を付けることを十分認識したうえで、「くれぐれもバレないように気をつけてね。」といった注意を伝えながら、甲に500万円の調達を依頼した。
- 4. その後、甲は、同月24日から28日の5日間、計10回にわたって、C銀行D支店において、前記B名義の普通預金口座のキャッシュカードと暗証番号を用いて、現金自動預払機(ATM機)から現金500万円を引き出し、28日の深夜に乙に交付した。 乙は、この500万円を受け取り、翌29日、500万円全額を自己の借金の返済にあてた。

## 【設問1】(配点20点)

【設例】の事実関係について、甲の罪責を論じなさい(ただし、特別法違反の点は除く)。

## 【設問2】(配点40点)

【設問1】において、甲に業務上横領罪が成立することを前提として、乙の罪責について論じなさい(ただし、特別法違反の点は除く。)。

なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解(①及び②で記載

した立場に限られない)を根拠とともに示すこと。

- ①「乙に業務上横領罪の共同正犯が成立する」との立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ②「乙に横領罪の共同正犯が成立する」との立場からは、どのような説明が考えられるか。

以上